

平成30年(2018年)7月24日
政策会議資料
環境部事業課

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

- 市民がごみとして排出した資源物を無断で持ち去る行為が問題となっているため、
- ① 持去り行為を条例で禁止します。
 - ② 勧告に従わない旨の公表と、20万円以下の罰金規定を設けます。
 - ③ 罰則付き禁止であることを、条例施行前から周知に努めます。

1 背景

近年、市民が所定の場所にごみとして排出した資源物を、深夜早朝に無断で持ち去る行為(以下「持去り行為」といいます。)が増加しており、市民に悪影響を及ぼしています。これまでも、巡回パトロールや禁止看板の掲示により行為の抑制を図ってきましたが、持去り行為の禁止に関する規定がないために抑制が難しくなっています。最近では、持去り行為を条例で禁止する近隣市も増えており、市民から対策を求める要望や苦情が寄せられています。

2 条例改正の目的

持去り行為に伴う騒音、まき散らしなどは、ごみの収集場所周辺的生活環境や公衆衛生の悪化に繋がり、市がごみの適正処理を行うことを前提に分別やリサイクルに取り組まれてきた市民との信頼関係を損ないます。

市民の良好な生活環境を守り、市が廃棄物を適正に処理することを目的として、資源物の持去り行為を条例で禁止し、併せて抑止効果を高める罰則規定を設けることにより、禁止指導等の根拠とするため、条例の一部改正を行うものです。

3 条例改正の主な内容

(1) 資源物の収集又は運搬の禁止

市及び市から委託を受けた者以外の者が、処理計画に従って所定の場所に排出された資源物(缶、瓶、紙、布、金属)を収集又は運搬することを禁止します。

(2) 悪質な持去り行為者に対する制裁措置

指導や勧告を受けたにもかかわらず、なお持去り行為を行う悪質な行為者に対し、抑止力を高めるため勧告に従わない旨を公表できることとし、20万円以下の罰金規定を設けます。(検察庁審査済)

4 実効性の確保

(1) 市民への周知方法

ア ごみ収集車へ周知用看板（マグネットシート）を付け、音声でも周知

イ 市のホームページ掲載、市報すいた特集記事掲載

ウ 希望者へ持去り禁止の看板やチラシ、コンテナに貼るシールを配付

※ ア及びウについては、平成30年9月議会において補正予算を提案予定です。

(2) 行為者への周知方法

条例の公布日から施行日までは、周知パトロールを実施し、チラシを配付することで罰則付き禁止であることを周知すると同時に持去り行為を抑制します。なお、条例施行日からは、監視パトロールの実施を検討しています。

(3) 関係機関との連携

ア 吹田警察署との連携

市民からの通報時の対応や合同パトロールなどの協力体制を協議中です。

情報交換の方法など、より効果的な連携方法について検討を進めています。

イ 生活支援・就労支援部局との連携

生活の糧を持去り行為に頼らざるを得ない生活困窮者への対策として、関係部局と連携し、暮らしの支援や就労支援について検討しています。

（関係部局：福祉総務課、福祉事務所、社会福祉協議会、地域経済振興室）

5 経過及び今後のスケジュール

平成 29 年 (2017 年)	3 月	一般廃棄物処理基本計画後期改訂版（吹田市廃棄物減量等推進審議会の答申を受け策定）にて「資源物持去り防止のパトロールの継続と持去り防止に向けた条例化の有効性を含め検討する」旨の方針を掲げる
	9 月	持去り実態調査実施（早朝）
	12 月	吹田警察署協議
平成 30 年 (2018 年)	3 月	条例改正のパブリックコメント実施（意見提出 1 件（賛同））
	4 月	生活支援・就労支援部局との連携会議開催
	6 月	罰金に係る検察庁審査終了【差支えなし】
		吹田警察署報告、情報交換、今後の協議
	7 月	政策会議
9 月	条例一部改正(案)・補正予算(案)議会提案	
平成 31 年 (2019 年)	可決後	罰則付き禁止の周知・巡回パトロール、予算執行
	4 月	条例施行 罰則付き禁止の周知・監視パトロール